

松山市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱

平成17年10月4日

要綱第66号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市補助金等交付規則(昭和44年規則第6号)第2条に規定する補助事業等のうち、中島地域、興居島及び釣島における使用済自動車の関連事業者への引渡しに係る支障を除去するため、使用済自動車の海上輸送費に対して交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用済自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。
- (2) 海上輸送 中島地域、興居島及び釣島の使用済自動車を関連事業者に引き渡すため、定期船を使用して使用済自動車を島外に輸送することをいう。
- (3) 海上輸送費 海上輸送のための船舶運賃及び荷役費をいう。
- (4) 関連事業者 法第2条第17項に規定する関連事業者をいう。
- (5) 引取証明書 法第2条第11項に規定する引取業者が使用済自動車を引き取る際に、法第80条の規定により、使用済自動車の引取りを求めた者に対して交付する書面をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、海上輸送費を負担した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象経費は、海上輸送費とする。

2 補助金の額は、前項の対象経費の額に10分の8を乗じて得た額とする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 使用済自動車ごとの海上輸送費の額を証する書類
- (2) 引取証明書その他引渡先の関連事業者が使用済自動車を引き取ったことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、海上輸送を行った日から2月以内に行わなければならない。
(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定した上、使用済自動車海上輸送費補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を申請者に通知するものとする。
(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、請求書(様式第3号)により市長に補助金を請求するものとする。
(届出義務の免除)

第8条 松山市補助金等交付規則第8条ただし書の規定により、この要綱に基づく補助金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。
(調査等)

第9条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助決定者に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその申請内容等を調査させることができる。
(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件その他関係法令に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年10月1日以後に行った海上輸送について適用する。

付 則（平成 26 年 1 月 23 日要綱第 1 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 25 年 12 月 26 日以後に行った海上輸送について適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に興居島の使用済自動車に海上輸送した場合において、その海上輸送費を負担した者に対するこの要綱による改正後の第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「海上輸送を行った日から 2 月以内」とあるのは、「平成 26 年 4 月 30 日まで」とする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

松山市長 様

申請者 住所

氏名

印

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書

使用済自動車海上輸送費補助金の交付を受けたいので、松山市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

車台番号		
最終所有者	住所	
	氏名	
関連事業者	住所	引取日(車を引き渡した日)
	氏名	年 月 日
海上輸送日 及び航路	輸送日	年 月 日
	航路	自： 至：
海上輸送費 (A)	(うち、最終所有者負担額	円 円)
	最終所有者確認印	印
補助金申請額 (B)	(B) = (A) × 0.8 (100円未満切捨て)	

- 添付書類 (1) 海上輸送費を証明する書類(乗船券半券等)
(2) ユニック車, 平ボディ車等に複数の使用済自動車を積載して輸送した場合は, 使用済自動車海上輸送状況報告書(別紙)
(3) 最終所有者にあっては引取証明書, 関連事業者にあっては移動報告の画面コピーに引渡先事業者が署名又は押印したもの
(4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

松山市指令第 号

年 月 日

様

松山市長

印

使用済自動車海上輸送費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった使用済自動車海上輸送費補助金（ 年
月 日輸送分）については適当と認めるので、下記条件を付して、金 円を
交付します。

記

虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又は松山市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱に規定する義務に違反しているとき、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

